

長尾校区コミュニティ協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、長尾校区コミュニティ協議会と称す。事務局はコミュニティ会長の所属する自治会集会所に置く。

(目 的)

第2条 本会は、校区コミュニティ活動を通して住みよい町づくりを積極的に推進し、各自治会の発展と親睦並びに防犯・防災などに努めるとともに環境の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。
- (2) 社会福祉の充実増進、健康管理に関すること。
- (3) 文化と生涯学習に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) スポーツ、レクリエーション、納涼大会に関すること。
- (6) 広報・啓発活動（機関紙・会報）に関すること。
- (7) 緑化推進（維持）に関すること。
- (8) 自主防災活動に関すること。
- (9) その他、地域コミュニティに関すること。

(組 織)

第4条 本会の委員は、校区内各種団体長及び地区代表者を以って構成する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 各自治会、地区代表 | (2) 福祉委員会 |
| (3) 自主防災会 | (4) スポーツ推進委員 |
| (5) 交通対策協議会 | (6) 防犯協議会支部 |
| (7) 環境委員会 | (8) 広報部会 |
| (9) 青少年育成指導員会 | (10) 民生委員・児童委員会 |
| (11) 長尾小学校校長（相談役） | (12) 長尾中学校校長（相談役） |
| (13) 市議会議員（相談役） | (14) 赤十字奉仕団 |

(役員の定数)

第5条 役員の定数は、各地区から次の通りとする。

- ① ポエムノール北山地区
- ② 長尾家具・北山地区
- ③ ヒルズ北山地区
- ④ 竹見台地区
- ⑤ 長尾峠町地区

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------------|-----|-----------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 自主防災会長 | 1名 | (4) 総 務 長 | 1名 |
| (5) 副 総 務 | 1名 | (6) 会 計 | 1名 |
| (7) 会 計 監 査 | 2名 | (8) 本部執行役員・各種委員 | 若干名 |
| (9) 相 談 役 | 若干名 | | |

(役員の任期)

1. 会長と役員の任期は、総会の日より3年間とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合、第6条に則り選出しなければならない。
この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出と任務)

第7条 1. 役員の選出

- (1) 役員は本部執行役員会で決定し、総会には報告、了承を得る。
- (2) 第4条にもとづき校区内各種団体長及び地域代表者は役員人事の推薦者を行うことができる。
決定権は本部執行役員会にある。

2. 役員の任務

本会の目的を達成するため、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。本部執行役員会の議長は会長若しくは会長が任命する者がこれに当たる。
諸問題が発生した場合の対応策は会長の責任のもとで、本部執行役員会で承認を得て実施する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時には会務を代行する。
- (3) 自主防災会長は、地域の安全点検や住民への防災認識の向上、訓練を行い災害が発生した時は、災害本部を設置し救済活動及び復旧活動を統括する。
- (4) 会計は、本部の経理一切を担当し、事務、記録を補佐する。
- (5) 本部執行役員会の任務
 - (イ) 会長の指示により、本会の業務を分担するとともに、各委員会の相談役に就任し連絡等を行う。
 - (ロ) 第13条に掲げた事項すべてにおいて協議し決定することができる。
 - (ハ) 本部執行役員会は総会と同等の権利を持ち、その決議事項は総会に報告、了承を得る。

(役員の配置)

第8条 1. 役員の配置に関しては本部執行役員会において決定する。

(会議の種類)

第9条 本会の会議は、総会、本部執行役員会とする。

- (1) 総会は、第4条の委員及び会計監査を以って構成、本会の最高決議機関であり、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 本部執行役員会は、第6条(1)から(8)の役員を以って構成する。
- (3) 長尾校区コミュニティ協議会の会議には本部執行役員が出席する。代理の場合は事前に本部に届ける。

(会議召集)

- 第10条 (1) 定期総会は、毎年5月に会長が召集し、議長は会長若しくは会長が任命する者がこれに当たる。
- (2) 本部執行役員会は、月1回 会長が召集し、総会の決議事項を施行するとともに緊急事項を処理、決議、施行する。
 - (3) 各種委員会、各種団体の代表者及び本部執行役員は、必要に応じて会長が召集することができる。
 - (4) 3分の2以上の役員の要請があれば会長は1ヶ月以内に会議を召集しなければならない。(臨時総会)

(総会)

第11条 総会では、次の事項を審議し決定する。

- (1) 役員人事に関すること。
- (2) 予算および事業計画に関すること。
- (3) 決算および事業報告に関すること。
- (4) コミュニティ活動に関すること。
- (5) 本会の会則の改廃に関すること。
- (6) 枚方コミュニティ補助金の交付申請に関すること。
- (7) その他

(会議の成立)

- 第12条 1. 総会は委任状を含め過半数の出席者とする。
2. 本部執行役員会は、過半数の出席者により成立する。

(会議の決議)

- 第13条 1. 総会の決議については、委任状を含め出席者の2分の1以上を以って決する。また、可否同数の時は議長がこれを決する。
2. 本部執行役員の決議については、出席者の2分の1以上を以って決する。また、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会則の改廃)

第14条 次の会則は総会において委任状を含む3分の2以上の決議を持って改廃することができる。

(運 営)

第15条 本会の主な行事に関することは各種代表を中心にし、計画し執行役員会議で、決定し実施する。

(閱 覧)

第16条 (イ) コミュニティの委員が閲覧の希望をした時は、本部執行役員会に要望することができる。
(但し、役員の立ち合いのもとで行う。)

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(収 入)

第18条 本会の必要な経理は、次の収入をもって充てる。

- ① 市又は、その他からの補助金
- ② 各自治会からの会費及び分担金
- ③ その他各種団体等からの寄付金

(分担金)

第19条 1. 各自治会からの会費及び分担金の負担割合は会員数とする。

2. 分担金の負担額については本部執行役員会で決定する。

(支 出)

第20条 1. 本会の支出は、本部執行役員会の決議に基づき、会の目的に沿って行う。

2. 各部会並びに委員会の補助金は市に準ずる。

3. 納入された負担金等は、理由のいかんを問わず払い戻さない。

(会 計)

第21条 会計より出金する場合、事前に承認を得なければならない。
ただし、緊急の場合事後承認でもかまわない。

(会計監査)

第22条 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(附 則)

第24条 本会則は、平成17年11月21日より施行する。

平成19年 5月26日	第3回総会にて一部改訂
平成20年 5月24日	第4回総会にて一部改訂
平成21年 5月23日	第5回総会にて一部改訂
平成23年 5月28日	第7回総会にて一部改訂
令和 5年 6月17日	第9条③により総会として一部改訂